

喜多方市蔵保存改修補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蔵保存のために蔵改修工事を行う所有者に対し、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、事業に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助額)

第2条 補助対象事業、補助率及び審査基準は、別表のとおりとし、補助金の交付決定後に着手するものを対象とする。ただし、補助額は改修内容の工事費（消費税及び地方消費税を除く。）に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の工事費のうち、本補助金以外に国、県、市町村等から補助等を受ける工事費については、前項の規定にかかわらず補助対象外とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、喜多方市蔵保存改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)本人が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- (2)収支予算書（様式第2号）
- (3)経費内訳書（別添1）
- (4)現況写真
- (5)位置図
- (6)詳細な見積書
- (7)暴力団排除に係る誓約書（別添2）

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条に定める喜多方市蔵保存改修補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い補助金の交付を決定する。

(補助金等の交付条件)

第5条 規則第6条第1号の市長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業内容の変更又は補助対象工事費が変更になった場合

(事業計画の変更)

第6条 第3条の規定により補助金の交付申請をした者が申請内容を変更及び中止する場合は、喜多方市蔵保存改修補助金交付変更申請書(様式第3号)に経費内訳書(別添1)を添えて、市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して15日を経過した日までとし、喜多方市蔵保存改修補助金交付申請取下げ書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業完了の日から14日を経過した日、又は補助金等の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに喜多方市蔵保存改修補助金事業実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、喜多方市蔵保存改修補助金請求書(様式第6号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の決定の取消し又は返還)

第10条 市長は、補助金の決定又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1)喜多方市蔵保存改修補助金交付申請書又は喜多方市蔵保存改修補助金事業実績報告書に虚偽の記載があった場合
- (2)補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反した場合
- (3)補助を受ける者が、暴力団等反社会勢力と認められた場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 補助対象事業及び補助率

1-1 在来工法による改修工事

補助対象工事	改修内容	補助率
1 屋根改修工事	在来工法による改修	10%
2 壁補修工事		
3 本体木工事 (内部改装除く)		
4 1、2、3を 合わせもつ工事		

1-2 その他の改修工事

補助対象工事	改修内容	補助率
1 壁改修	モルタル改修、板張り改修 ※サイディング、石膏ボードを用いたものは不可	5%
2 格子扉及び 格子窓改修	サッシ扉、サッシ窓、木製扉、木製 窓への交換	
3 本体改修 (内部改装除く)	土台、柱、梁部等の鋼材による改修、 床改修 ※フローリングによる床改修は不可	
4 雨どい改修	鋼板製又は塩ビ製雨どいの設置、交 換	
5 基礎改修	コンクリートによる基礎改修	
6 上記改修内容の ほか、市長が認 めたもの		

1-3 補助額

改修内容の工事費（消費税及び地方消費税を除く。）にそれぞれの補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額）とする。

2 審査基準

(1) 蔵の定義

土壁であり、在来工法で建設されたものを蔵という。従って、モルタル壁並びにトタン張りは在来工法とはみない。(蔵風のものは、本補助金対象外。)

(2) 1－1 壁補修工事の詳細

① 土壁による施工を補助対象とする。モルタル施工、モルタルの上に漆喰施工及び石膏ボード、サイディング、合板の使用は補助金対象外とする。

② 腰壁部は、石などの張り物、ナマコ、レンガ、板張りによる施工を補助金対象とする。

(3) 屋根工事の詳細

トタンによる葺き替えは補助金対象とする。